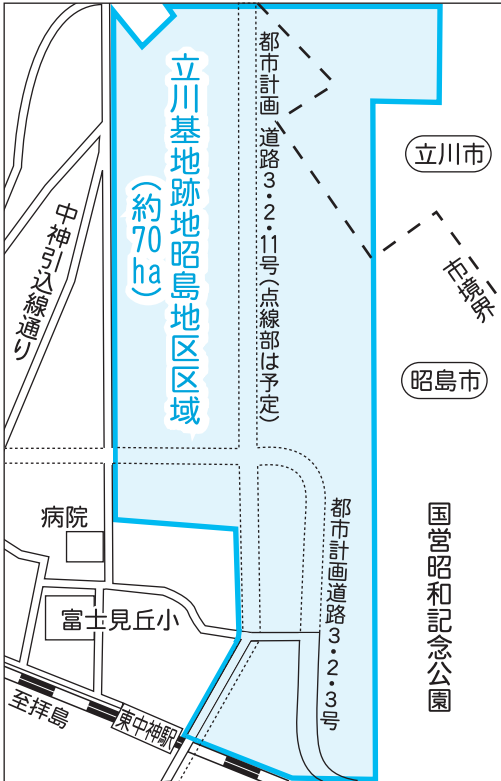


立川基地跡地昭島地区特集

▼立川基地跡地昭島地区区域(□部分)



立川基地跡地昭島地区の

土地利用について国から要請

国際法務総合センターなどの整備要請に対し、市の方針決定はこれから

立川基地は、昭和52年(1977年)に米軍から約460ヘクタールのすべてが返還されました。その後、跡地は国の方針に基づき、防犯基地や国営昭和記念公園などに活用されています。

国営昭和記念公園の西側に位置する立川基地跡地昭島地区は約70ヘクタール(昭島市域約62ヘクタール、立川市域約8ヘクタール)ですが、現在まで未利用のま

まとなっています。昭島地区の土地利用は、東中神駅北側地域の整備のみならず、市の東の玄関口としてまちづくり非常に大きな影響を与えます。市では、これまで東京都や立川市とともに昭島地区全体の土地利用計画の策定に取り組んできましたが、昨

年9月7日に国(法務省と財務省)から市に対し、昭島地区の一部を国自ら利用したいとの要請

がありました。要請に対する市の方針は今後の昭島地区全体の土地利用計画を検討する中で決めていくこととなりますが、昭島地区に関するこれまでの取り組みの経緯と、国からの要請内容についてお知らせします。

立川基地跡地 昭島地区の 経緯と現状

【立川基地跡地の処理方針】

昭和54年(1979年)11月、国の国有財産中央審議会から「立川飛行場返還国有地の処理の大綱について」が示され、昭島地区は東中神駅周辺の一部が業務地として、残りの大部分が未活用のまま残す「留保地」とされました。

【留保地の処理方針】

昭和62年(1987年)6月、国

有財産中央審議会から「大口返還財産の留保地の取り扱いについて」が示されました。

この中で、留保地は大都市圏に残された数少ないまとまった国有地であるため、長期的観点からその利用を考える必要があるとし、将来の公用・公共用の用途に充てるため、引き続き、できる限りこれを留保していくことになりました。この留保地の処理方針を「原則留保、例外公用・公共利用」といいます。

【市の取り組み】

市は、留保地も含めた昭島地区全体の利用促進を図るため、「立川・昭島地域交通施設等整備計画」、跡地全体を超高層住宅棟も含む住宅地に整備する「昭島市地域住宅計画」、業務地に位置づけられた地区を高度情報通信基盤となる多摩テレポートに開発整備する「昭島業務地区整備計画」などを策定し、その実現を目指しました。

また、市民団体や市議会とも連携し、国立考古学博物館の誘致活動なども行ってきましたが、いざれも実現しませんでした。

(2ページに続きます)